



発行所 秋田県合川町役場  
責任者(広報係) 松橋新一  
(総務課 電話 4番・14番)  
〔発行部数 2,600〕

# 話し合いから 地域課題の発見

## 部落づくり運動

町では今年重点的な仕事の一つとして部落づくり運動をすすめています



この部落づくり運動は去る二月二十日開かれた町議会

によって明らかにされ、さらに四月一日には部落づくり基本構想(別項記載のとおり)がまとまり、その運動を具体的にすすめるために役場の事務機構として企画財政課が新設されるなど運動をすすめるための体制と人的構成がすすみ、いよいよ町民の皆さんとともにこの運動が展開されることになるわけですが、何んといってもこの運動はお父さんお母さん、おじいさんもおばあさんも町民みんなが参加するところに意義があるといわなければなりません。

そこで皆さんにこの運動を理解してもらい参加していただくためにこの運動の

### 部落づくり基本構想

私たちの住む地域社会の現実、さまざまな苦しみや悲しみそして不安や願いに満ちている。この苦しみや悲しみそして不安や願いは、複雑多岐かつ高度なものであって、とうてい私たちの個人的な努力のみでは解決が至難である。

地域全体の課題は、その地域全体で集約され洗練された知識と創意にあふれた自主的、積極的な町ぐるみ部落ぐるみの努力の結果に

行政の総合化 対策と部落づくり懇談会の設置

町民の皆さんがせつかく役場へ用件で来ても、印鑑を忘れたり、保険証を忘れたりなどしてもういちど家に戻ったり翌日また出直さなければならないということがありませんか。こんなときはすぐ手続をしてあげたいのですが書類上不備ですとほんとうに気のどくなことがあります。これからいろいろな届出をするときの心得として窓口案内をまとめてみましたのでご利用ください。(切取って見やすいところへ貼って下さい)

### 役場の窓口御案内

いつでも印鑑はご準備ください。

届出のことがら	持参すべきもの	注意すべき事項
赤ちゃんが生まれたとき	1、出生届書 2、印鑑 3、国民健康保険被保険者証 4、母子手帳	用紙は役場にあり。生まれた日から十四日以内に届けて下さい。父の印鑑です。(例外もあります) 国保加入者だけ。父母の結婚式の年月日をおぼえてきて下さい。同居の親族のもの(同じ氏) 国保の加入者だけ 国民年金加入者だけ
ご不幸があつたとき	1、死亡届書 2、印鑑 3、国民健康保険被保険者証 4、国民年金の手帳、証書	世帯主のもの 国保加入者だけ 転入した日から十四日以内に届けること。世帯の中に入って家族になる場合は世帯主の印鑑。
転出されるとき	1、印鑑 2、国民健康保険被保険者証	世帯主のもの 国保加入者だけ 転入した日から十四日以内に届けること。世帯の中に入って家族になる場合は世帯主の印鑑。
転入したとき	1、印鑑 2、国民健康保険被保険者証	世帯主のもの 国保加入者だけ 転入した日から十四日以内に届けること。世帯の中に入って家族になる場合は世帯主の印鑑。
結婚により入籍するとき	1、婚姻届書 2、印鑑 3、戸籍抄本 4、転出証明書	届出用紙は役場にあり。夫婦の印鑑及び保証人二人の印鑑(夫が未成年のときは両親の印鑑も必要です) 合川町へ来た人の転出証明書 合川町へ来た人の転出証明書 代理人は本人でなければいけません。委任状が必要。委任状には五円の収入印紙を貼る。代理人のときは登録するときと同じです。
印鑑の登録するとき	1、登録する印鑑	用紙は農業委員会にあります。
印鑑の証明をうけるとき	1、登録された印鑑	用紙は農業委員会にあります。
農地の所有に移転があつたとき	1、農地所有権移転許可申請書 2、印鑑 3、登記簿謄本	売人、買った人の印鑑登記簿謄本 登記所から交付するもの。当事者の印鑑。未成年者が契約するときは法定代理人(親権者、推定後見人、選定後見人)の同意または代理人が必要。役場(経済課)にあります。
農地の賃借を文書契約するとき	1、印鑑	役場の改組図の写。近隣の写。登記所から交付するもの。本人の印鑑。役場(経済課)にあります。
農地の地目を変えるとき	1、申請書 2、改組図の写 3、見取図 4、登記簿謄本	用紙は役場(経済課)にあります。建築士の資格があるものを作ったも
家を建てる許可をうけるとき	1、建築確認申請書 2、建物平面図、配置図 3、見取図 4、印鑑	用紙は役場(経済課)にあります。建築士の資格があるものを作ったも
妊産婦をするとき	1、医師か助産婦の証明書 2、犬をつれてくること。	用紙は役場(経済課)にあります。建築士の資格があるものを作ったも
畜犬の登録をするとき	1、犬をつれてくること。	用紙は役場(経済課)にあります。建築士の資格があるものを作ったも
オートバイ、耕運機の鑑札をうけるとき	1、軽自動車税申告書 2、標識交付申請書 3、印鑑	用紙は役場(経済課)にあります。建築士の資格があるものを作ったも
廃車届をするとき	1、廃車申請書 2、印鑑	用紙は役場(経済課)にあります。建築士の資格があるものを作ったも

# 一人ひとりが消防員

## 皆なの注意で 火災を防止

わが合川町は、どうしてこの火災が多いのでしょうか。これは町民ひとし考えさせられていることなのです。



ことしも消防関係者ははじめ、火災予防組合の予防活動にもかわらぬ四件の発生をみています。火事といえは合川かといわれるほどで件数の多いことでは全県一、まことにありがたくなり汚名です。

この汚名を返上するためには、町民の一人一人が火災予防にたいする考えをあらためてみる必要があり、町内におけるこれまでの火災記録をふり返ってみると、もう一度たしかめてみましょう。

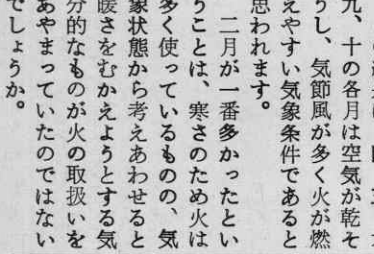
### 火と熱とはどう作用するか

「火」は私たちの暮らしから切っても切れないもの一つです。

ところが、いま私たちの生活をみてみますと、タキ火はたいしてストープにわり、うす暗かったランプは輝きわたるネオンや電灯となり、カマドはガスというように大きく変わってきていることがわかります。このことは私たちのくらしのうえで目で直視できる「ハダカ火」から目では直接みえない「熱」に変わっているという意を意味しています。

私たちは誰れでも火は大事にしなくてはならないことを知っていますが、熱について理解が不足しているのではないか、このことを皆なが考えてみなければいけないと思えます。

例をストープにとってみましょう。



### 季節的に火災は発生

火災の発生が季節とどう関係があるのか昭和三十年四月からことしの四月までにおおむね発生した火災を月別に調べてみました。

二月が一番多く六件、四月が五件、五月、九月、十月がそれぞれ四件という結果がでていました。

### 守りたい 予防の基準

町では火事を防ぐために火の取り扱いや器具の構造などについてその基準を条例で決めています。

そのなかで特に一般家庭で実行しなければならぬ点をあげると

- ① 煙突
- ② 針金や腕金などで動かさないように固定すること
- ③ 煙突は、その先から水平距離一尺以内で建物の軒があるときは、その軒から六〇センチ以上高くすること
- ④ 天井うらに煙突があるときは不燃材料でつむこと
- ⑤ 十五センチ以上通すこと
- ⑥ 壁、天井を通すときは眼鏡石などの燃えない材料でつむこと
- ⑦ ストープ、かまど
- ⑧ 燃えない台と、たきがらうけをおくこと
- ⑨ まわりはいつでも整理し、そばに燃えやすいものをおかないこと
- ⑩ 薪ストープやかまどなどは油や紙くずなどふだん使

煙突のぬき出し部分にメカネ石を使わず造作板を切り抜いただけで煙突をあておくと、いつの間にか接しよく部分の板は黒コゲになります。このような状態では、空気が乾そうしているときに煙突に熱が加わるとその部分が発火する場合があります。

また、ストープの煙突を掃除しないで置くと油煙がつくことがあります。

春先など空気の乾そうしているときにストープに火を入れることがありますがこの場合は屋外にでてい部分なので、家の内からはたいして見えませんが、大変危険なことなのです。

このように火はそのものが燃えていなくとも気象の条件などによって熱が加わると燃え出すものですから十分注意する必要があります。

### 出火の時間は夜

去年だけは昼が多い

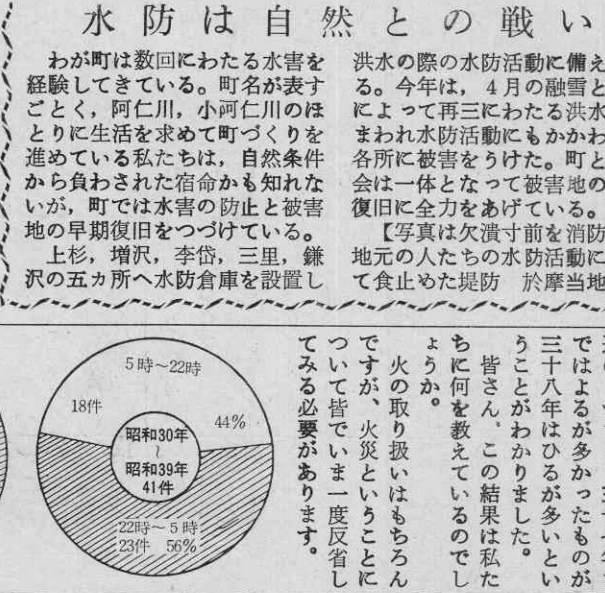
私たちの生活時間と火災発生との関係は、四、五、六月の各月は空気が乾燥し、季節風が多く火が燃えやすい気象条件であると思われまます。

二月が一番多かつたといふことは、寒さのため火が多く使っているもの、気象状態から考えあわせると暖かくなると火の取扱いをあやまつたのではなからいでしょう。

### 水防は自然との戦い

わが町は数回にわたる水害を経験してきている。町名の通り、阿仁川、小阿仁川、生活の場を求めた町づくりを進め、自然条件を知らず進められた宿命も知らずの早期復旧をつづけている。

【写真は欠損寸前を消防団と地元の人の水防活動によって止めた堤防 於摩当地内】



年度別	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	計
ストープの突の火		1		1				1	2		5
煙ストープの始末		1	1		1			1	2		5
残炉の始末			1	1	1			1	1		6
取の始末				1	1			1	1		5
風呂場										1	1
風呂										1	1
タバコ										1	1
火油										1	1
電										1	1
その他		2	3								5
計	2	3	2	3	4	2	1	5	10	4	42

### 慶弔たより

自四月一日 至 三十日

出生 (二三)

山田智、宇一郎、木戸石、後藤達也、昭三男、下杉、杉浦明美、信一郎、増沢、小林光宏、房吉、李、山田英司、辰五郎、金沢、成田千加子、未吉、李、木村嘉浩、運治、長男、前、奈良隆、与吉、長男、増、成田美香子、為太郎、孫、金、咲子、耕二女、金沢、松橋、司、長太郎、三、鈴木、豊、忠三、鎌、京谷、静子、喜八、長女、三、田

### 固定資産税納期の変更

例年五月三十日は固定資産税一期、六月三十日は東産税一期の納税期限と異なっていたが、今年都合によって次のように変更することになったのでお知らせします。

- 固定資産税一期納期限 五月三十日
- 東産税一期納期限 六月三十日

### 監査委員に 金田一蔵さん

町監査委員に金田一蔵さん(羽根山)が選任された。町の監査委員は町長が議会の同意をえて議員および学識経験者から選任することになっており、前委員の福田富松さんの任期によって新しく金田さんが議会の議員から選任されたのである。

なお学識経験者の委員は奈良愛之助さん(増沢)です。

### ご芳志に感謝

社会福祉協議会

- 加藤正蔵さん(鎌沢) 祖母ハルさんの死亡による香典返しに代えて金二千円。
- 岸田金兵衛さん(鎌沢) 長らく病入院中でしたが、全快退院に際し金五千円。
- 桜井栄治さん(下杉) 父平治さんの死亡による香典返しに代えて金七千円。
- 和田徳治さん(上杉) 母ミヤさんの死亡による香典返しに代えて金三千円。
- 松橋佐五郎さん(摩当) 母トワさんの死亡による香典返しに代えて金五千円。

### あとがき

いま進められている部落づくり運動を皆さんに理解していただくためにトップへ編集してみました。わかりにくい言葉などがあつたので、お詫言を申し上げます。

広報係・松橋主事補

火災の多いことはまた格別で、発生率は全県一だといわれ、過去を反省し身の回りに見直して火災のない町に皆んな力を合せよう。

アレモ、コレモと考えているうちに予定のスペースがなくなり従来の慶弔たよりを縮小せざるを得なくなつた。一、二、三月の方々にまことに申し訳なく深謝申し上げます。